

中央区子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 中央区（以下「区」という。）における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の推進を図るため、法第 77 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、中央区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するほか、区長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するとともに、当該事項について区長に意見を述べるができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する 20 人以内の委員をもって組織する。

- 1 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する子どもの保護者又は子ども・子育て支援に関する施策に関心を有する者
- 2 区内において行われる子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 3 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- 4 区内の医療関係団体の構成員
- 5 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及びその職務)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第 7 条 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第 8 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこ

これらの者に資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬)

第9条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月10日までに支給する。

(委員の費用弁償)

第10条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として1日につき2,500円を支給する。

第11条 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として1日につき2,500円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の5種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(関係者等の費用弁償)

第12条 第8条の規定により子ども・子育て会議に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区の常勤の職員である者がその職務に関連して子ども・子育て会議に出席したときは、この限りでない。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例(昭和27年2月中央区条例第3号)に規定する額とする。

(支給方法)

第13条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第9条―第11条関係)

区 分	報 酬 の 額	費 用 弁 償 の 額
会 長	日額 23,000円	中央区長等の給料等に関する条例(昭和48年12月中央区条例第27号)に規定する副区長相当額
学識経験を有する委員	日額 19,000円	
医療関係団体委員	日額 17,000円	
その他の委員	日額 13,000円	